

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成19年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成19年9月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 試験日時

平成19年11月9日（金曜日） 午前10時から正午まで

2 試験場所 高松市番町4丁目1番10号 香川県庁本館12階第6会議室

3 受験願書の提出先 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課総務・地場産業グループ

4 受付願書の受付期間及び受付時間

(1) 受付期間

平成19年10月1日（月曜日）から同月15日（月曜日）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

郵便等による送付の場合は、必ず書留郵便又はこれに相当するものによることとし、平成19年10月15日までの消印（これに準ずるものを含む。）のあるものに限り受け付ける。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 その他

受験手続その他詳細については、香川県商工労働部経営支援課総務・地場産業グループ（電話番号087-832-3339）に照会すること。